

一般社団法人 新経済連盟  
令和8年1月19日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

(案件名)

令和7年資金決済法改正に係る政令・内閣府令等の改正案に対する意見等

案件番号 225025016

郵便番号 105-0001

住所 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階

団体名 一般社団法人 新経済連盟

電話番号 050-5835-0770

Mail [policy@jane.or.jp](mailto:policy@jane.or.jp)

## 「資金移動業者に関する内閣府令」改正案に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	府令案第1条の3 第1項第1号	受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為	<p>ペイジー取引は、代金の請求主体である商品販売者やサービス提供者（以下「収納機関」という。）が、ペイジー決済を取り扱う収納代行業者（日本マルチペイメントネットワーク運営機構収納機関規約上の共同利用センター、以下「ペイジー収納代行業者」という）を介して金融機関に対して代金回収事務を委託するスキームである。</p> <p>ペイジー収納代行業者が行う当該収納代行業務については、金融機関による代金回収を前提としており、かつ、ペイジー収納代行業者が金融機関との間の契約に基づき資金の移動を担うものである。したがって、本業務は、府令第1条の3第1号に規定する行為に該当し、収納機関が国外にある者であった場合であっても、「為替取引」には該当しないものと理解して相違ないか。</p>
	府令案第1条の3 第1項第3号	受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて受取人等に当該資金を引き渡す行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金移動業者が受取人等から委託等を受けて為替取引としてクロスボーダー収納代行を行う場合における資金決済法上の未達債務の発生・消滅時期は、債務者等の原因取引に係る支払債務の消滅時期に直接影響するものではない（当事者間の契約に従うものであり通常は債務者の負う当該資金に係る支払い債務は受取人等が受領した時点で消滅する）との理解で正しいか。</li> </ul>
	府令案第1条の3 第1項第5号	他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為のほか、次に掲げる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱書において「他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為」とあるが、具体的にどのような法令に基づくどのような行為が想定されているか。</li> <li>・口に規定されている「商品若しくは権利の販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務」との文言について、当該「取引」によって生じた売掛代金債務等だけでなく、当該取引について生じた加盟店を債権者とする決済事業者等の清算金の支払債務も「取引に係る</li> </ul>

			債務」に含まれるとの理解で正しいか。
府令案第1条の3 第1項第5号ロ	ロ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（割賦販売法第三十五条の十七の五第一項第五号ニに規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいう。）との間でクレジットカード番号等取扱契約（同項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約をいう。以下ロにおいて同じ。）を現に締結する販売業者又は役務提供事業者（同法第二条第一項第一号に規定する役務提供事業者をいう。）が受取人である場合に、当該受取人が有する金銭債権（当該クレジットカード番号等取扱契約が期間の満了により終了した場合又は当該受取人の責めに帰すべき事由によらないで解除された場合において、当該期間の満了時又は当該解除がされた時までに発生した金銭債権を含む。）に係る債務者等から弁済（クレジットカード等購入あっせん（同法第三十五条の十六第一項第二号に規定するクレジットカード等購入あっせんをいう。）に係る販売の方法により販売できる商品若しくは権利の	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は『為替取引』には該当しないものと理解した。 しかしながら、実務上、当該加盟店契約の詳細は当事者間の機密保持義務により外部への開示が制限されており、第三者である収納代行業者がその具体的な契約内容を直接確認することは極めて困難である。 この点、収納代行業者が加盟店と取引を行うにあたり、加盟店に対しヒアリングを実施し、又は当該加盟店との契約において『クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との間で適正な加盟店契約を締結している旨』を表明保証させることによって、収納代行業者の行為が本号ロの適用除外に該当するものと判断してよいか。また、その他に本号ロの適用除外に該当することを判断するための基準があれば示していただきたい。	
府令案第1条の3 第1項第5号ロ		クレジットカード番号等取扱契約締結事業者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該クレジットカード番号等取扱契約締結事業者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は『為替取引』には該当しないものと理解した。 しかしながら、第三者である収納代行業者がクレジットカード番号等取扱契約締結事業者と加盟店との契約状況をリアルタイムで把握することは実務上困難である。例えば、クレジットカード決済を停止していたり、海外アクワイアラーとの契約に切り替えていたりすることが考えられる。そのため、当該加盟店との契約においてクレジットカード番号等取扱契約締結事業者との取引終了時の即時報告義務を課し、報告を受け次第直ちに取引停止等の措置を講じる体制を構築している場合、加盟店側の秘匿等の報告義務違反により結果として施行規則第1条の3第5号ロの要件を欠く取引が介在したとしても、収納代行業者が善意・無過失である限り、直ちに違法性のある行為と評価されるものではないと解してよいか。	

	販売又は提供できる役務の提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。)として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為	
府令案第1条の3 第1項第5号ハ	ハ 加盟店(第三者型発行者(法第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下ハにおいて同じ。)が発行する第三者型前払式支払手段(同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。以下ハにおいて同じ。)により現に購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等の販売者若しくは貸出し又は現に提供を受けることができる役務の提供者のうち、当該第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う第三者型発行者以外の者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために受取人となる場合における個人に限る。)をいう。)が受取人である場合に、当該受取人が有する金銭債権(当該加盟店に第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の取扱いを認める契約が期間の満	<p>第三者型発行者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該第三者型発行者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は『為替取引』には該当しないものと理解した。</p> <p>しかしながら、実務上、当該加盟店契約の詳細は当事者間の機密保持義務により外部への開示が制限されており、第三者である収納代行業者がその具体的な契約内容を直接確認することは極めて困難である。</p> <p>この点、収納代行業者が加盟店と取引を行うにあたり、加盟店に対しヒアリングを実施し、又は当該加盟店との契約において『第三者型発行者との間で適正な加盟店契約を締結している旨』を表明保証させることによって、収納代行業者の行為が本号ハの適用除外に該当するものと判断してよいか。また、その他に本号ハに該当することを判断するための基準があれば示してください。</p>
府令案第1条の3 第1項第5号ハ		<p>第三型発行者との加盟店契約に基づき商品販売等を行う加盟店との取引において、当該商品販売等に係る代金決済を目的とする限り、当該第三型発行者以外の者が資金移動を担う場合であっても、当該行為は『為替取引』には該当しないものと理解した。</p> <p>しかしながら、第三者である収納代行業者が第三者型発行者と加盟店との契約状況をリアルタイムで把握することは実務上困難である。例えば、第三者型前払式支払手段による決済を停止していたり、海外プリカ事業者との契約に切り替えていたりすることが考えられる。そのため、当該加盟店との契約において第三者型発行者との取引終了時の即時報告義務を課し、報告を受け次第直ちに取引停止等の措置を講じる体制を構築している場合、加盟店側の秘匿等の報告義務違反により結果として施行規則第1条の3第5号ハの要件を欠く取引が介在したとしても、収納代行業者が善意・無過失である限り、直ちに違法性のある行為と評価されるものではない</p>

	<p>了により終了した場合又は当該受取人の責めに帰すべき事由によらないで解除された場合において、当該期間の満了時又は当該解除がされた時までに発生した金銭債権を含む。)に係る債務者等から弁済(当該第三者型前払式支払手段により、購入若しくは借受けを行い若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務の販売若しくは貸出し、又は提供を目的とする取引に係る債務弁済として行われるものに限る。)として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為</p>	と解してよいか。
府令案第1条の3第1号第6号	<p>六 第二号及び第三号に掲げる行為を行う者からの委託その他これに類する方法により、第二号及び第三号の受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為</p>	<p>府令第1条の3第1項第2号および第3号の規定において、それぞれ、エスクローサービス提供者、プラットフォーム提供者による資金移動が適用除外とされているが、当該エスクローサービス提供者又はプラットフォーム提供者の所在地について特段の限定は付されていない。したがって、当該事業者が国外に所在する外国法人であっても、同各号の要件を満たす限り、その資金移動は「為替取引」から除外されるものと理解してよいか。</p> <p>また、国外のエスクローサービス提供者および国外のプラットフォーム提供者が、決済事務を国外の収納代行業者に委託し、さらに当該国外の収納代行業者が国内の収納代行業者と提携して資金移動を行うスキーム(国外所在の加盟店が受取人、国内所在の利用者が債務者となるもの)について伺いたい。府令第1条の3第1項第6号においては、エスクローサービス提供者及びプラットフォーム提供者からの委託等により行う収納代行行為を適用除外としている。この点、国外のエスクローサービス提供者及び国外のプラットフォーム提供者から直接委託を受</p>

		けた国外の収納代行業者と、当該国外の収納代行業者からさらに再委託を受けた国内の収納代行業者との間で行われる送金についても、同号に基づき適用除外と解して相違ないか、貴庁の見解を伺いたい。
府令案第1条の3 第2項第3号	三 賭博をする者又は他の者相互間で賭博を行わせる者が受取人である場合に、債務者等から弁済として賭金、勝金、入場料、手数料その他のいかなる名称によるかを問わず支払われる当該賭博に係る資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本号にいう「賭博」は、日本の刑法上の「賭博」を意味する理解で正しいか。</li> <li>・本号にいう「資金」に暗号資産は含まれない理解で正しいか。暗号資産による決済は暗号資産交換業により規律されるべきと考えられるところ、念の為確認したい。</li> </ul>
府令案第21条の7、第21条の10、第21条の13	<p>(第21条の7第1項第3号)</p> <p>三 前号の規定に基づき弁済を行うこととなった場合には、履行保証人適格者は、債務引受契約利用者に対して速やかに弁済を行うこと。</p> <p>(第21条の10第1項第2号)</p> <p>二 前号の規定に基づき弁済を行うこととなった場合には、履行保証人適格者は、保証契約利用者に対して速やかに保証債務の弁済を行うこと。</p> <p>(第21条の13第1項第5号)</p> <p>五 弁済信託契約資金移動業者が前号イからニまでに掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護</p>	・「速やかに」について具体的な基準を設ける想定はあるか。基準を設ける場合は、実際に弁済を行う場面において安全にオペレーションを遂行する観点から合理的に必要となる期間を確保されたい。また、基準を設ける想定がない場合でも、例示として一定の目安や考え方等、事業者の予測可能性を担保する情報について、例えばQ&Aを活用する等して示していただきたい。

	士等である受益者代理人のみが速やかにその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。	
府令案第 21 条の 9	(履行保証人保証契約の届出) 第 21 条の 9 資金移動業者は、法第四十五条の四第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号の三により作成した履行保証人保証契約届出書に、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約書の写し及び当該委託に基づき履行保証人適格者（当該履行保証人保証契約の当事者である法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人適格者をいう。次条及び第三十三条第一項第十号の二ハにおいて同じ。）が締結することとなる履行保証人保証契約に係る契約の内容を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。	「履行保証人保証契約に係る契約の内容を証する書面」とあるが、保証契約のひな形ないし約款が想定されているとの理解でよいか。
府令案第 33 条第 1 項	第 33 条 法第 52 条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。 一～九（略） 九の二 弁済信託契約資金移動業者	国内の収納代行業者が、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」という。）と提携し、国外の EC 事業者が提供する商品等の国内消費者による代金決済を取り扱う収納代行スキームの中には、EC 事業者より回収委託を受けて、購入者たる消費者より代金を代理受領し、EC 事業者に引き渡すものがある。このスキームの構造は、国外 PSP を介した場合であっても変わるものではない。したがって、購入者たる消費者が、EC 事業者より代理受領権を付された国内の収納代行業

	<p>である場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額の記録 十（略）</p> <p>十の二 履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその委託に基づきその営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者である場合にあっては、次に掲げる額の記録</p> <p>　イ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証人債務引受契約に基づき履行保証人適格者が引き受けこととされている債務の額の記録</p> <p>　ロ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産をもって弁済に充てることとされている債務の額の記録</p> <p>　ハ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する</p>	<p>者（又はその委託先）に商品代金を支払った時点で、当該消費者のEC事業者に対する商品代金債務は有効に消滅する。一方で、国内の収納代行業者は受領した金員について、国外PSPに対して商品代金の引渡し債務を負うこととなる。</p> <p>本スキームに基づく国外PSPへの送金が、資金決済に関する法律施行規則第1条の3第1項各号の適用除外に該当せず、為替取引に該当すると判断される場合における未達債務の考え方について、以下の通り貴庁の意見を確認したい。</p> <p>事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14. 資金移動業者関係）II-2-2-2-1④（注5）においては、「資金移動業者が利用者に対して負っている為替取引に係る債務のうち、海外にある利用者に対して負っている債務は、未達債務に計上しないことができる」とされている。国内の収納代行業者が国外PSPへの引渡しが完了していない金員は、国外にある利用者に対して負っている債務に該当すると考えられる。</p> <p>以上の事実関係に基づき、国内の収納代行業者において同（注5）イからハに掲げられる態勢を整備している限りにおいて、当該債務を未達債務へ計上することは要しないと解してよいか。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>債務のうち履行保証人保証契約に基づき履行保証人適格者が保証している債務の額の記録</p> <p>十一 特定信託会社である場合にあっては、次に掲げる記録</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合にあっては、各営業日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額の記録</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）」改正案に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	II-2-2-2-1⑤	⑤ 利用者資金の保全方法として、供託、履行保証金保全契約及び履行保証金信託契約（以下「必ず供託を介する保全方法」という。）と履行保証人債務引受契約等を併用する場合には、ある利用者に対して負担する為替取引に関する債務が、必ず供託を介する保全方法又は履行保証人債務引受契約等のいずれの保全方法の対象とされているか把握するための態勢を整備しているか。特に、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が必ず供託を介する保全方法と履行保証人債務引受契約等双方の対象とされている場合には、為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、かつ、利用者ごとに管理しているか。また、履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約を併用する場合であって、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約及び履行保証人保証契	<p>原案は新たな保全方法を正しく実行することを求める内容であることから、保全が正しく行われること及び有事の際に債務の弁済が正しく実行されることの確保が重要と思料する。ただし、原案のような、常時利用者ごとの具体的な残高と具体的な保全方法を紐づけて管理するような仕組みを有さないため、例えば、下記のような内容にしてはどうか。（下線部が修正部分）</p> <p>「⑤ 利用者資金の保全方法として、（中略）。特に、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が必ず供託を介する保全方法と履行保証人債務引受契約等双方の対象とされている場合には、<u>返還が必要となった際に為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、利用者ごとに各保全方法による弁済額を特定して債務を弁済する態勢が整っているか。</u>また、（中略）複数の対象とされている場合には、<u>返還が必要となった際に為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、利用者ごとに各保全方法による弁済額を特定して債務を弁済する態勢が整っているか。</u>」</p>

	約のうち複数の対象とされている場合には、為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、かつ、利用者ごとに管理しているか。	
II -2-2-1-1 注書き等	<p>(注) 内閣府令第 29 条の 2 第 1 項第 2 号の 2 に基づき利用者に対する情報提供を行うべき事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金移動業者が各利用者に対して負担する為替取引に関する債務について履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約（以下「履行保証人債務引受契約等」という）が締結されている場合にあっては、資金移動業者の破綻時には、資金移動業履行保証金規則（平成 22 年内閣府・法務省令第 5 号。以下「履行保証金規則」という。）第 14 条第 1 項に基づき、履行保証金の配当に先立って履行保証人債務引受契約等に基づく債務の全部の弁済がなされること及び利用者が当該弁済を受けるための手続に関する事項</li> <li>・ 資金移動業者が各利用者に対して負担する為替取引に関する債務</li> </ul>	資金決済法改正により新たに選択可能となった保全方法（履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約）以外の保全方法のみを活用する資金移動業者について、資金決済法の改正に伴う義務の加重等は生じない理解であるが、法令の解釈ないしガイドラインに係る運用においても改正に伴う変更は何ら生じない想定であるとの理解で正しいか。

	について履行保証人債務引受契約等が締結されている場合のうち、履行保証金を供託し、又は履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、上記事項に加え、履行保証金規則第 14 条第 1 項に基づき履行保証人債務引受契約等に基づく債務の全部の弁済がなされた後に履行保証金の配当が実施されること及び当該配当を受けるための手続に関する事項	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

## 今般の改正に伴う「資金決済に関する法律」に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	第 51 条	資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報の提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置その他の資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。	B 社は、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」という。）と提携し、国外の EC 事業者が提供する商品等の国内消費者による代金決済を取り扱うことを見定している。国外 PSP への送金が府令第 1 条の 3 第 1 項各号の適用除外に該当せず、為替取引に該当すると判断される場合において、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）上の「利用者」が具体的にどの主体を指すのか、その範囲について伺いたい。 本スキームにおいて、B 社は国外 PSP との間で精算のための契約を締結するものの、債務者たる消費者との間には直接の契約関係を有しておらず、B 社は受取人等から授与された代理受領権に基づき消費者から弁済を受領するため、当該受領時点での消費者の債務は消滅する。仮に、当該消費者が資金決済法上の「利用者」に該当すると解釈される場合、収納代行業者として課される利用者保護措置である情報提供や受取証書の交付等について、直接の契約関係を持たない消費者に対して履行することは実務上困難が予想される。 については、収納代行業者が国外 PSP からの指図に基づき一括して資金を移動させる本スキームにおいては、契約の直接の相手方であり、かつ送金指図の発信主体である「国外 PSP」を資金決済法上の「利用者」として扱い、当該主体に対して利用者保護措置を講じることで足りるものと解してよいか。

## 今般の改正に伴う「資金決済に関する法律施行令」に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	第 12 条の 2 第 1 項	(第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限額) 第十二条の二 法第三十六条の二 第二項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。	A 社は、第二種資金移動業者として、国外の収納代行業者を介し、国外の EC 事業者（受取人）の代金決済を取り扱うことを予定している。個々の利用者（債務者）と当該 EC 事業者の間で行われる商品販売等の個々の原因取引（以下「個別決済」という。）の金額は、常に 100 万円を超えない範囲で設定・制限される。 一方で、A 社と国外の収納代行業者との間で行われる精算（一括送金）については、一定期間の個別決済を合算して締め日ごとに精算を行うため、一回あたりの送金額が 100 万円を超えることが想定される。 この点、A 社の行為が個別決済に関するクロスボーダー収納代行を行っているものとして法 2 条の 2 第 2 号柱書の行為に該当する場合、実務上の便宜に基づく一括精算の結果として、A 社と国外の収納代行業者間の送金額が 100 万円を超過したとしても、これが個別決済による 100 万円以下の取引の集合体である限り、第一種資金移動業の登録を要しないものと解してよいか。

## 今般の改正に伴う「資金決済に関する法律の一部を改正する法律附則」改正案に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	第2条	<p>この法律の施行の際現にこの法律による改正後の資金決済に関する法律（次項及び附則第九条において「新資金決済法」という。）第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為（この法律による改正前の資金決済に関する法律第2条の2の規定により為替取引に該当するものとされる行為を除く。同項において同じ。）を業として営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して六月間（資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請をした場合において、当該期間内にその申請について同法第四十条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項及び第四十七条第一考並びに資金決済に関する法律第三十七条の規定にかかわらず、当該行為を業として営むことができる。</p>	<p>資金決済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第2条においては、改正法の施行時に現に「改正後の第2条の2」の規定により為替取引とみなされる業務（以下「特定収納代行等」という。）を行っている未登録業者に対し、一定期間の登録猶予および事業の継続を認める経過措置が設けられている。</p> <p>一方で、既に資金移動業者として登録済みの事業者（以下「既存登録業者」という。）が特定収納代行等を行う場合、当該経過措置の適用対象に含まれるか否かが明文化されていない。このため、既存登録業者が特定収納代行等を行うにあたっては、施行日以降、直ちに資金決済法に基づく利用者保護措置や、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認等の厳格な義務が課されると解される。</p> <p>かかる状況は、同様の業務を営む事業者間において、既存の登録の有無のみを理由として、新たな法的義務の履行期限に著しい差異が生じることを意味する。これは事業者間の公平性を損なうのみならず、既存登録業者に対して過度の実務的負担を強いいる不均衡な状態であると言わざるを得ない。</p> <p>については、制度移行期の混乱を回避し、事業者間の平等を確保する観点から、既存登録業者に対しても、特定収納代行等に係る義務履行について未登録業者と同等の準備期間を認めるよう、政令等による適切な経過措置を講じられたい。</p>
	第2条	<p>資金決済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第2条においては、改正法の施行時に現に改正後の第2条の2の規定により為替取引とみなされる業務（以下「特定収納代行等」という。）を行っている未登録業者に対し、登録猶予等の経過措置が設けられている。一方で、既存の資金移動業者（以下「既存登録業者」という。）については特段の経過措置が明文化されておらず、改正法施行日をもって直ちに改正法の適用を受けるものと思料される。</p> <p>については、既存登録業者が施行日以前より継続して特定収納代行等を行っている場合、以下の各規定に基づく義務について、どの時点（施行日当日、あるいは個別の資金移動発生時等）から対応が求められるのか、その具体的な基準日について貴庁の見解を伺いたい。</p>	

		<p>1. 資金決済法に基づく義務 第 41 条第 3 項又は第 4 項： 特定収納代行等を業務内容に加えること等に伴う変更届出の提出期限。 第 43 条乃至第 45 条： 特定収納代行等に係る資金を対象とした履行保証金（資産保全）の積増し等の措置を開始すべき時期。 第 51 条： 利用者に対する情報提供等の保護措置を開始すべき時期。 第 52 条： 特定収納代行等に係る帳簿書類の作成義務が発生する取引の範囲。</p> <p>2. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく義務 第 4 条： 特定収納代行等の相手方（顧客等）に対する取引時確認を行うべき対象及び時期（施行日以降に締結する契約のみか、あるいは既存の契約関係についても再確認を要するのか等）。 第 6 条および第 7 条： 取引時確認記録および取引記録の作成・保存義務の適用開始時期。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 今般の改正に伴う「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	第4条第1項	特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」とい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。 一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。） 二 取引を行う目的 三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内	C社は、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外PSP」という。）と提携し、当該国外PSPの加盟店である国外EC事業者における国内消費者による代金決済を取り扱うことを予定している。当該取引に伴う資金移動が府令第1条の3第1項各号の適用除外に該当せず、為替取引を構成する場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）上の取引時確認義務の履行に関し、以下の通り解してよいか伺いたい。  国外EC事業者と国内消費者との代金決済の都度、C社が国外PSPより収納代行の依頼を受けることになっており、C社と債務者たる消費者との間には直接の契約関係を有しておらず、C社は受取人等から授与された代理受領権に基づき消費者から弁済を受領し、当該受領時点で消費者の債務は消滅する場合、C社にとって「顧客等」に該当するのは、C社との間で、継続的な精算関係が生じる「国外PSP」であると解される。したがって、C社は当該国外PSP（受取人からの委託その他これに類する方法により支払を受ける者）に対して取引時確認を行えば足り、国外EC事業者（受取人）については、取引時確認を要する「顧客等」には該当しないものと理解して相違ないか。その場合、C社と国外PSPとの間で締結される精算に係る契約は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号コに規定する取引に該当するものと理解して相違ないか。貴庁の見解を伺いたい。
	第4条第1項		D社は、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外PSP」という。）と提携し、当該国外PSPの加盟店である国外EC事業者における国内消費者による代金決済を取り扱うことを予定している。当該取引に伴う資金移動が府令第1条の3第1項各号の適用除外に該当せず、為替取引を構成する場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）上の取引時確認義務の履行に関し、以下の通り解してよいか伺いたい。  国外PSPと国外EC事業者の間の契約形態には、通常の業務委託形式のほか、国外PSPが国外EC事業者を代理して決済事業者と契約を締結する形式など、現地の法慣行等により多様な態様が想定される。しかしながら、D社の取引相手方が国外PSPであることに変わりはなく、D社が当該国外PSPと締結する精算契約に基づき資金移動を行う以上、国外における当事者間の契約形式の如何にかかわらず、D社は一貫して「国外PSP」を法上の「顧客等」として扱い、

	容 四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することができる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項	取引時確認を行えば足りるものと解してよいか、貴庁の見解を伺いたい。
--	----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

## 今般の改正に伴う「外国為替及び外国貿易法」に対する意見等

No.	項目等	改正案の該当箇所	意見・質問
	第 17 条の 3	(資金移動業者への準用) 第十七条の三 前二条の規定は、資金移動業者がその顧客の支払等に係る為替取引を行う場合について準用する。	E 社は、国内の収納代行業者として、国外の収納代行業者（以下「国外 PSP」という。）と提携し、当該国外 PSP の加盟店である国外 EC 事業者における国内消費者による代金決済を取り扱うことを予定している。 E 社が行う収納代行業務に関し、改正府令第 1 条の 3 第 1 項各号に規定された適用除外要件に該当しない場合、国外 EC 事業者等への決済金の送金は為替取引を構成するものと認識している。この際、送金額が 10 万円を超えるときは、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 18 条に規定する「特定為替取引」に該当し、E 社に外為法に基づく確認義務が生じるという理解で相違ないか伺いたい。 また、国外 EC 事業者と国内消費者との代金決済の都度、E 社が国外 PSP より収納代行の依頼を受けることになっており、E 社と債務者たる消費者との間には直接の契約関係を有しておらず、E 社は受取人等から授与された代理受領権に基づき消費者から弁済を受領し、当該受領時点で消費者の債務は消滅するスキームにおいて、外為法上の確認義務の対象となる「顧客」の範囲について教示願いたい。具体的には、商品代金を支払う消費者、国外 PSP 又は代金を受領する国外 EC 事業者のいずれか、若しくはこれらの複数が「顧客」に該当し、確認義務の対象となるのか、貴庁の見解を伺いたい。